



山形県公報

令和2年6月5日(金)
第110号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……629
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……630
- 山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日……………(中小企業振興課) ……同
- 山形県産業創造支援センターの利用料金……………(同) ……同
- 歳入の収納の事務の委託……………(商業・県産品振興課) ……634
- 指定代理納付者の指定……………(同) ……同
- 市町村が行う国土調査の指定……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……635

公 告

- 毒物劇物取扱者試験の実施……………(健康福祉企画課) ……同
- 令和3年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校の訓練生の募集……………(雇用対策課) ……同
- 令和2年度教科書展示会の開催……………(教育委員会) ……639
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……640
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……641
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……643

告 示

山形県告示第434号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターあすか 酒田市飛鳥字中島3番地の18	訪 問 介 護	令和 2. 6. 1

山形県告示第435号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社堀田家具製作所	ウエルランド堀田指定福祉用具貸与事業所 酒田市山居町一丁目5番38号	福祉用具貸与	令和2.6.30

山形県告示第436号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社堀田家具製作所	ウエルランド堀田指定福祉用具貸与事業所 酒田市山居町一丁目5番38号	介護予防福祉用具貸与	令和2.6.30

山形県告示第437号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第8条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間及び休館日

開館時間	休館日
午前8時30分から 午後5時まで	1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中開館時間及び休館日にかかわらず利用することができる。

2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室について使用の許可を受けた場合は、閉館時間並びに日曜日及び土曜日においても当該施設を利用することができる。

2 適用期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

山形県告示第438号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の利用料金の額

種 別 及 び 面 積		利 用 料 金 の 額	
		1 月につき	1 日につき
研究開発室	40平方メートル	104,000円	3,400円
	68平方メートル	176,800円	5,800円
	81平方メートル	210,600円	7,000円
	135平方メートル	351,000円	11,700円
新規創業室	40平方メートル	60,000円	2,000円
	68平方メートル	102,000円	3,400円
	81平方メートル	121,500円	4,000円
	135平方メートル	202,500円	6,700円
指定駐車場	12平方メートル	3,000円	100円

備考

- 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。
- 2 研究開発室又は新規創業室（以下「研究開発室等」という。）の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

ロ 研究開発室及び新規創業室の利用料金の額の特例

研究開発室等の使用の許可を受けた者が次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当する場合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における利用料金の額は、研究開発室等（当該許可に係る研究開発室等が複数あるときは、その面積が最大であるもの）の1室分の利用料金に限り、イにかかわらず、同表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる種別及び面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区 分	種 別 及 び 面 積		利 用 料 金 の 額	
			1 月 に つ き	1 日 に つ き
(イ) 新規創業室の使用の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了の日の翌日から研究開発室の使用の許可を受けて当該研究開発室を使用する場合であって、当該研究開発室の使用を開始した日から2年を経過していないとき。	研究開発室	40平方メートル	77,000円	2,500円
		68平方メートル	130,900円	4,300円
		81平方メートル	155,925円	5,100円
		135平方メートル	259,875円	8,600円
(ロ) 研究開発室の使用の許可を受けた者が当該研究開発室を使用する場合（(イ)に該当する場合を除く。）	研究開発室	40平方メートル	99,000円	3,300円
		68平方メートル	168,300円	5,600円
		81平方メートル	200,475円	6,600円
		135平方メートル	334,125円	11,100円
(ハ) 40平方メートルの新規創業室の使用の許可を受けた者であって指定管理者が適当と認めるものが、当該新規創業室を使用する場合であって、当該新規創業室の使用を開始した日から3年を経過していないとき。	新規創業室	40平方メートル	33,000円	1,100円
(ニ) 新規創業室の使用の許可を受けた者が当該新規創業室を使用する場合（(ハ)に該当する場合を除く。）	新規創業室	40平方メートル	55,000円	1,800円
		68平方メートル	93,500円	3,100円
		81平方メートル	111,375円	3,700円
		135平方メートル	185,625円	6,100円

備考

- 1 研究開発室及び新規創業室の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。

2 研究開発室等の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

ハ 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の利用料金の額

種 別 及 び 面 積		単 位	利 用 料 金 の 額	
			休館日以外の日の 午前9時から午後 5時まで	左記以外の時間
多目的ホール	170平方メートル	1時間当たり	2,200円	5,300円
視聴覚室	135平方メートル		1,800円	4,900円
会議室	81平方メートル		900円	2,200円
	140平方メートル		1,800円	4,400円

備考

- 1 140平方メートルの会議室を半面のみ使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の使用時間において、当該使用の開始の時刻から1時間ごとに区分した時間に、休館日以外の日の午前9時から午後5時までの間の時間とそれ以外の時間とにまたがるものがある場合は、当該時間は休館日以外の日の午前9時から午後5時までの間の時間とみなす。

(2) 設備

区 分		単 位	金 額
出力設備	デジタルフルカラー複写機	1枚当たり	カラーで出力した場合にあっては60円、白黒で出力した場合にあっては10円
	大型紙対応カラープリンタ		日本産業規格B0の用紙を用いる場合にあっては2,700円（大学の学生、高等学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「大学生等」という。）が、その作品の印刷のため当該用紙を用いる場合にあっては、1,500円）、日本産業規格A0の用紙を用いる場合にあっては1,800円（大学生等が、その作品の印刷のため当該用紙を用いる場合にあっては、1,000円）
視聴覚設備	データプロジェクター	1時間当たり	100円

2 適用期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

山形県告示第439号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 委託した収納事務

山形応援寄付金（株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名 称 株式会社トラストバンク

(2) 所在地 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

山形県告示第440号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定代理納付者の名称及び住所

株式会社トラストバンク

東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

2 指定代理納付者に納付させることができる歳入

山形応援寄付金（株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者による歳入の納付の事務の開始日

令和2年4月1日

山形県告示第441号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定年月日

令和2年5月7日

2 調査を行う者の名称

遊佐町

3 調査地域

飽海郡遊佐町吉出の一部

4 調査期間

令和2年5月11日から令和3年3月31日まで

山形県告示第442号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
農業水利施設保全合理化事業	西 部 地 区	令和2年5月14日

山形県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称
井の下土地改良区
- 事務所の所在地
西置賜郡小国町大字小国小坂町三丁目6番地
- 認可年月日
令和2年6月1日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

日	時	場 所
令和2年9月2日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで		山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

2 試験の種類

- 一般毒物劇物取扱者試験
- 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

受験願書を令和2年6月29日（月）から同年7月20日（月）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室薬務担当に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

4 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室薬務担当（電話番号023(630)2662）又は最寄りの保健所（山形市保健所を除く。）に問い合わせること。

令和3年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり募集する。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集定員

校 名	訓練課程	訓 練 科 目	訓練期間	募集定員
山形県立産業技術短期大 学校	専 門 課 程	機械システム系 デジタルエンジニアリン グ科	2年	10名
		メカトロニクス科	2年	20名

		知能電子システム科	2年	30名
		情報システム科	2年	20名
		建築環境システム科	2年	20名
		土木エンジニアリング科	2年	20名
	専門短期課程	産業技術専攻科	1年	10名
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専門課程	生産エンジニアリング科	2年	20名
		情報通信システム科	2年	20名
		IT会計ビジネス科	2年	20名

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める令和3年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び令和3年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項による。

2 試験の期日及び場所

校名	訓練課程	区分	期日	場所
山形県立産業技術短期大学校	専門課程	推薦入学試験	令和2年11月1日（日）	山形県立産業技術短期大学校 山形市松栄二丁目2番1号
		一般入学試験（前期）	令和2年12月6日（日）	
		一般入学試験（後期）	令和3年3月7日（日）	
	専門短期課程	第1期選考試験	令和2年11月13日（金）	
		第2期選考試験	令和3年2月9日（火）	
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専門課程	推薦入学試験及び社会人特別入学試験（第1期）	令和2年11月7日（土）	山形県立産業技術短期大学校庄内校 酒田市京田三丁目57番4号
		一般入学試験（前期）及び社会人特別入学試験（第2期）	令和2年12月5日（土）	
		一般入学試験（中期）及び社会人特別入学試験（第3期）	令和3年1月23日（土）	
		一般入学試験（後期）及び社会人特別入学試験（第4期）	令和3年3月24日（水）	

3 試験科目

校 名	訓練課程	区 分	試 験 科 目
山形県立産業技術短期 大学校	専 門 課 程	推薦入学試験	筆記試験（数学Ⅰ及び数学Ⅱ）及び面接
		一般入学試験	筆記試験 （1）数学Ⅰ及び数学Ⅱ （2）コミュニケーション英語Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅱ
	専門短期課程	第1期選考試験及び 第2期選考試験	書類審査及び面接
山形県立産業技術短期 大学校庄内校	専 門 課 程	推薦入学試験	<p>1 一般推薦</p> <p>生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 ただし、3級以上の技能検定に合格した者は、筆記試験を免除する。</p> <p>情報通信システム科（情報技術者基礎コース及び情報技術者実践コース） 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 ただし、ITパスポート試験に合格した者は、筆記試験を免除する。</p> <p>IT会計ビジネス科 筆記試験（小論文）及び面接</p> <p>2 指定校推薦</p> <p>生産エンジニアリング科 面接</p> <p>情報通信システム科（情報技術者実践コース） 面接</p> <p>IT会計ビジネス科 筆記試験（小論文）及び面接</p>

	一般入学試験（前期） 及び一般入学試験 （中期）	生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 情報通信システム科（情報技術者基礎コース 及び情報技術者実践コース） 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 IT会計ビジネス科 筆記試験 （1）小論文 （2）国語総合（古文及び漢文を除く。） 及び現代文B ただし、次のいずれかに該当する者は、 国語総合（古文及び漢文を除く。）及び 現代文Bの試験を免除する。 イ 日商簿記検定3級以上 ロ 全経簿記能力検定2級以上（1級の 会計の科目のみ合格した者を含む。） ハ 全商簿記実務検定1級（1級の会計 の科目のみ合格した者を含む。） ニ TOEIC公開テスト470点以上 （TOEIC-IPは不可。顔写真付 き公式認定書の提出を要する。） ホ 実用英語技能検定準2級以上 面接
	一般入学試験（後期）	生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 情報通信システム科（情報技術者基礎コース 及び情報技術者実践コース） 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 IT会計ビジネス科 筆記試験（小論文）及び面接
	社会人特別入学試験	生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 IT会計ビジネス科 面接

4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に志望する短期大学校に提出すること。

校名	訓練課程	区分	受付期間
山形県立産業技術 短期大学校	専門課程	推薦入学試験	令和2年10月12日（月）から同月23日（金）まで
		一般入学試験 （前期）	令和2年11月16日（月）から同月27日（金）まで
		一般入学試験 （後期）	令和3年2月15日（月）から同年3月3日（水）まで
	専門短期課程	第1期選考試験	令和2年10月19日（月）から同月30日（金）まで
		第2期選考試験	令和3年1月18日（月）から同月29日（金）まで

山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	推薦入学試験及び社会人特別入学試験（第1期）	令和2年10月19日（月）から同年11月2日（月）まで
		一般入学試験（前期）及び社会人特別入学試験（第2期）	令和2年11月16日（月）から同月30日（月）まで
		一般入学試験（中期）及び社会人特別入学試験（第3期）	令和2年12月21日（月）から令和3年1月18日（月）まで
		一般入学試験（後期）及び社会人特別入学試験（第4期）	令和3年3月8日（月）から同月22日（月）正午まで

5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和3年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び令和3年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 専門短期課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和3年度山形県立産業技術短期大学校産業技術専攻科生募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、産業労働部雇用対策課産業人材育成担当（電話番号023(630)2389）、山形県立産業技術短期大学校（電話番号023(643)8431）又は山形県立産業技術短期大学校庄内校（電話番号0234(31)2300）に問い合わせること。

令和2年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

令和2年6月5日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 教科書展示会の開始の時期
令和2年6月12日（金）
- 2 教科書展示会の期間
14日間 各日午前9時から午後4時45分まで
- 3 会場及び展示内容

教科書展示会場	展示内容
天童市大字山元字犬倉津2515番地 山形県教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用) ※ 一般図書を含む
山形市城西町二丁目2の15 山形市総合学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)

村山市中央一丁目3番6号 北村山視聴覚教育センター	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
新庄市大字金沢字大道上2034番地 山形県最上教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
米沢市金池三丁目1番14号 置賜総合文化センター	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号 山形県庄内教育事務所	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・高等学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)
酒田市本町二丁目2番45号 酒田市役所本庁舎6階 教育委員会内	・小学校用教科書 ・中学校用教科書 ・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年6月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」（900枚入り）215箱（予定数量）
 - (2) 運転免許証作成材料「運転経歴証明書作成用カードベース」（300枚入り）15箱（予定数量）
 - (3) 運転免許証作成材料「インクリボン」（2,000枚分入り）99箱（予定数量）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
1の(1)から(3)までのそれぞれについて次のとおり。
 - (1) 465,300円（1箱当たり）
 - (2) 155,100円（1箱当たり）
 - (3) 154,000円（1箱当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和2年5月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和2年6月5日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関2箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
新 庄 北 高 等 学 校	令和2年5月21日	武田委員	—
山 形 工 業 高 等 学 校	令和2年5月22日	武田委員	—

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 新庄北高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。

3箇月超 6件

2箇月超 228件

b 赴任旅費を支給していないもの 11件 合計460,944円

主な事例は以下のとおり

要支給額 97,200円

(ロ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

契約書を作成する必要がある契約において、契約の相手方決定後に契約書を作成していないもの 1件

委託業務名 成績処理システム保守委託

委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

委託額 130,800円

ロ 山形工業高等学校

(イ) 前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。

3箇月超 25件

2箇月超 33件

(ロ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

(内容)

授業料の減免手続を行ったものについて、規則で定められた「授業料等減免台帳」を作成せず、減免状況の管理を怠ったもの

(ハ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

a 調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 1件

雑入（太陽光発電売電収入）平成31年4月分

調定すべき日 平成31年4月24日

調定日 令和元年8月7日

調定額 138,568円

- b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 3件 合計221,359円
主な事例は以下のとおり

雑入（太陽光発電売電収入）令和元年5月分

調定すべき日 令和元年5月28日

調定日 令和元年8月7日

調定額 200,533円

- c 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 3件 合計11,353円
主な事例は以下のとおり

土地建物貸付収入（自動販売機設置に伴う電気料）平成31年4月分

調定すべき日 令和元年5月9日

調定日 令和元年8月30日

調定額 8,163円

- (二) 収入事務が適切でないものがある。

(内容)

諸会費入金用口座に振り込まれた高等学校使用料について、県公金口座への払込みが、正当な理由もなく相当な期間にわたり遅延しているもの 22件 合計247,500円

諸会費口座入金日 平成31年4月30日から令和2年2月7日まで

県公金口座への払込日 令和2年2月18日

- (ホ) 収入事務が適切でないものがある。

(内容)

授業料の減免を決定したものについて、納付義務の無い授業料を2箇月以上徴収し、還付を要するもの 1件

減免決定年月日 令和元年6月28日

免除の期間 令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

誤徴収期間 令和元年7月分から9月分まで（3箇月）

誤徴収金額 29,700円

- (ハ) 財産の管理が適切でないものがある。

(内容)

教育財産の目的外使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているとともに、収入調定を行っていないもの

教育財産の区分 電柱（支線1本）

申請年月日 平成31年1月17日

使用期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

使用料 7,500円（5年分）

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

- (イ) 減免措置が適正でない1万円以上のものがある。（山形工業高等学校）

ロ 支出

- (イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。（新庄北高等学校）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和2年3月24日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年6月5日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
山形中央高等学校	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の執行にあたっては、複数人で契約内容を確認し、あらかじめ変更契約が想定される契約については、事務処理計画を作成し、事務担当者以外にも進捗状況を確認できるよう、チェック体制を強化する。
産業技術短期大学 校	収入の調定が適切でないものがある。	<p>会計局会計課あて対応方法について確認の上、本来の納期限（平成30年10月31日）により改めて納入義務者に督促状を交付した（令和2年3月26日付）。</p> <p>なお、現時点で前年度中の減額調定処理を財務会計システム上で是正することは不可能であるため、今後は債権管理簿上で本来の内容（納期限等）に沿って手作業で管理していくこととした。</p> <p>「徴収猶予」という特殊な取扱いに起因するものであったことに鑑み、今後、同様の事例があった際には同じ錯誤を生じないように、担当者・確認者間で取扱いに関する正しい情報を共有・伝承の上で、多重確認を徹底して再発防止を図ることとした。</p>
	未収金等の債権の管理が適切でないものがある。	<p>令和2年1月22日及び23日付で調定処理を行い、本人宛て通知した。</p> <p>未収金の入金があった際の取扱いに関する留意事項（延滞金徴収手続の実施等）を失念していたことによるものであり、今後、同様の事例があった際には同じ見落としを生じないように、担当者・確認者間で情報を共有の上、多重確認を徹底して再発防止を図ることとした。</p>
山形東高等学校	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の執行にあたっては、複数人で契約内容を確認し、契約における事務処理の遅延防止のため、事務処理計画を作成し、事務担当者以外にも進捗状況を確認できるよう、チェック体制を強化する。

令和2年6月5日印刷
令和2年6月5日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県